

◆保税地域における記帳義務と 保税非違概要

1. 記帳義務
2. 蔵置管理
3. 保税非違の概要・事例

【本日のキーワード】・・・ 3つの“脱”

- 脱・誤記帳(搬出年月日、・・・)
- 脱・記帳漏れ(MHO登録、・・・)
- 脱・誤搬出(搬出手続きの徹底、・・・)

令和5年3月7日 於：神戸ポートオアシス
保税業務担当者研修会
日本関税協会神戸支部・神戸地区保税会
神戸税関監視部

保税地域（保税工場及び保税展示場を除く。）において貨物を管理する者は、その管理する外国貨物又は輸出しようとする貨物についての帳簿を設け、政令で定める事項を記載しなければならない。

第百十五条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一～六（略）

七 第三十四条の二又は第六十一条の三（記帳義務）（第六十二条の七（保税蔵置場及び保税工場についての規定の準用）において準用する場合を含む。）の規定に違反して帳簿の記載をせず、若しくは偽り、又は帳簿を隠した者

八～十六（略）

記帳義務／関税法施行令第29条の2

関税法施行令第29条の2	記帳項目
貨物の ” 搬入” (第1項第1号)	・ 貨物の記号、番号、品名及び数量 ・ 搬入年月日 ・ 外国から本邦に到着した後初めて入れられたときは 積載船舶・航空機の名称又は登録記号及び入港年月日 ・ 保税運送により入れられたときは保税運送承認番号
貨物の ” 取扱い” (内容点検・改装、仕分け等) (第1項第2号)	・ 貨物の記号、番号、品名及び数量 ・ 行為の種類、内容及び年月日 ・ 行為により貨物の記号、番号又は数量に変更があったときはその変更内容
貨物を ” 置くことの承認” 又は指定を受けた場合 (第1項第3号)	・ 承認又は指定の年月日 ・ 承認書又は指定書の番号
“輸入許可” を受けた場合 (第1項第4号)	・ 貨物の記号、番号、品名及び数量 ・ 許可年月日 ・ 許可書の番号
輸入許可前における ” 貨物の引取り承認” (BP) (第1項第5号)	・ 貨物の記号、番号、品名及び数量 ・ 承認の年月日及び・承認書の番号
“見本の一時持出の許可” (第1項第6号)	・ 貨物の記号、番号、品名及び数量 ・ 許可に係る期間及び持出し先 ・ 一時持ち出しの年月日
外国貨物の “搬出” (第1項第7号)	・ 貨物の記号、番号、品名及び数量、搬出年月日 ・ 貨物を出すときに必要とされる許可又は承認年月日、 許可書又は承認書の番号 ・ 外国に送り出すときは、積み込もうとする 船舶・航空機の名称又は登録記号及び出港年月日

記帳義務／第1号 搬入の場合

- 外国貨物（輸出しようとする貨物を含む）を**搬入**した場合
 - ① 貨物の記号、番号、品名、数量
 - ② 搬入年月日
 - ③ 船舶・航空機の名称又は登録記号、入港年月日（当該保税地域等に初めて入れられるとき）
 - ④ 保税運送承認書の番号（保税運送貨物を搬入したとき）

誤りやすいポイント

- ・ 船舶・航空機の名称、入港年月日や保税運送承認番号の記入漏れ
- ・ 過不足をクリーン（過不足なし）で記帳
- ・ 貨物を取り違えて記帳 等



- **内容点検、改装、仕分けその他の手入れ**又は見本の展示、簡単な加工等
(関税法第40条第1項又は第2項)
 - ① 貨物の記号、番号、品名、数量
 - ② 行為の種類及び内容
 - ③ 行為をした年月日
 - ④ 変更の内容（記号・番号・数量の変更があったとき）

誤りやすいポイント

- ・ 取扱いの事実について記帳漏れ
- ・ 仕分後の数量を間違えて記帳



記帳義務／第3号 蔵入れ承認の場合

● 置くことの承認又は指定を受けた場合（関税法第43条の3第1項）

- ① 承認又は指定の年月日
- ② 承認書又は指定書の番号

関税法第43条の3（外国貨物を置くことの承認）

保税蔵置場に外国貨物を入れる者は、当該貨物をその入れた日から3月を超えて当該保税蔵置場に置こうとする場合には、政令で定めるところにより、その超えることとなる日前に税関長に申請し、その承認を受けなければならない。

誤りやすいポイント

- ・ 承認番号、承認年月日の記帳漏れ又は誤り



記帳義務／第4号 輸入許可の場合

● 輸入の許可を受けた場合（関税法第67条）

- ① 貨物の記号、番号、品名、数量
- ② 許可の年月日
- ③ 許可書の番号

誤りやすいポイント

- ・ 許可番号の記帳漏れ又は誤り
- ・ 許可年月日を申告年月日で記帳



- 輸入の許可前における貨物の引取り承認を受けた場合
(関税法第73条第1項)
 - ① 貨物の記号、番号、品名、数量
 - ② 承認の年月日
 - ③ 承認書の番号

誤りやすいポイント

- ・ 承認書番号、承認日の記帳漏れ又は誤り



- 見本の一時持出しの許可を受けて外国貨物を見本として一時持出した場合（関税法第32条）
 - ① 貨物の記号、番号、品名、数量
 - ② 許可に係る期間及び持出先
 - ③ 一時持出しの年月日

誤りやすいポイント

- ・ 持ち出し期間外に持ち出してしまった
- ・ 搬出年月日の記帳漏れ



記帳義務／第7号 搬出の場合

- 保税地域から外国貨物を**搬出**した場合
（前号「見本の一時持出」の場合を除く）
 - ① 貨物の記号、番号、品名、数量
 - ② 貨物を搬出した年月日
 - ③ 許可・承認年月日、許可・承認書の番号
 - ④ 積載予定船舶・航空機の名称又は登録記号、出港年月日

誤りやすいポイント

- ・ 搬出年月日、許可・承認年月日の記帳漏れ
- ・ 積載予定船舶・航空機名、出港年月日の記帳漏れ
- ・ 滅却の承認を得ることなく搬出
- ・ バンニング数量相違（書類数量と現物数量との対査ミス）



電磁的記録による帳簿の保存

（関税法基本通達34の2-4（1））

電磁的記録により保存する場合の取扱い

保存される電磁的記録の適切な保全

- ・ バックアップ・データ等の保存
- ・ システム設計書等の保存

【トピックス：NACCS管理資料】

① G01輸入貨物搬出入データ

＜収集条件＞

輸入貨物と積戻し貨物の未許可分及び仮陸揚貨物を対象とする。
全量搬出したデータを収集する。

② G02輸出貨物搬出入データ

＜収集条件＞

輸出貨物（積戻し許可貨物含む）のみ対象とする。
全量搬出したデータを収集する。

※輸入貨物、B P承認及び当該保税地域への蔵入承認、移入承認、
総保入承認、展示等許可貨物は、許可・承認時に全量搬出とみなす。

電磁的記録の届出

（関税法基本通達34の2-4（2））

電磁的記録を行う場合の届出（任意様式）

- ・ 届出者の所在地及び氏名又は名称
- ・ 保税地域の所在地及び名称

（保税コード含む）

- ・ 帳簿の保存場所、保存方法
- ・ 電磁的記録による保存開始年月日
- ・ 電子計算機システムの概要
- ・ その他税関が必要と認める事項

（バックアップ方法、保存場所等記載）

電磁的記録による保存 (注意事項)

配信電文の取込み・保存は完了しましたか？

- ・ 取込み漏れの防止（保存確認台帳の整備）
- ・ 取込みの確認は複数人で行う
- ・ データのバックアップは重要
- ・ 大型連休に注意
- ・ 管理資料の保存データは、手を加えない
- ・ 保存データは、検査対象期間のみ保存
- ・ 配信電文の内容の確認

【トピックス：NACCS管理資料】

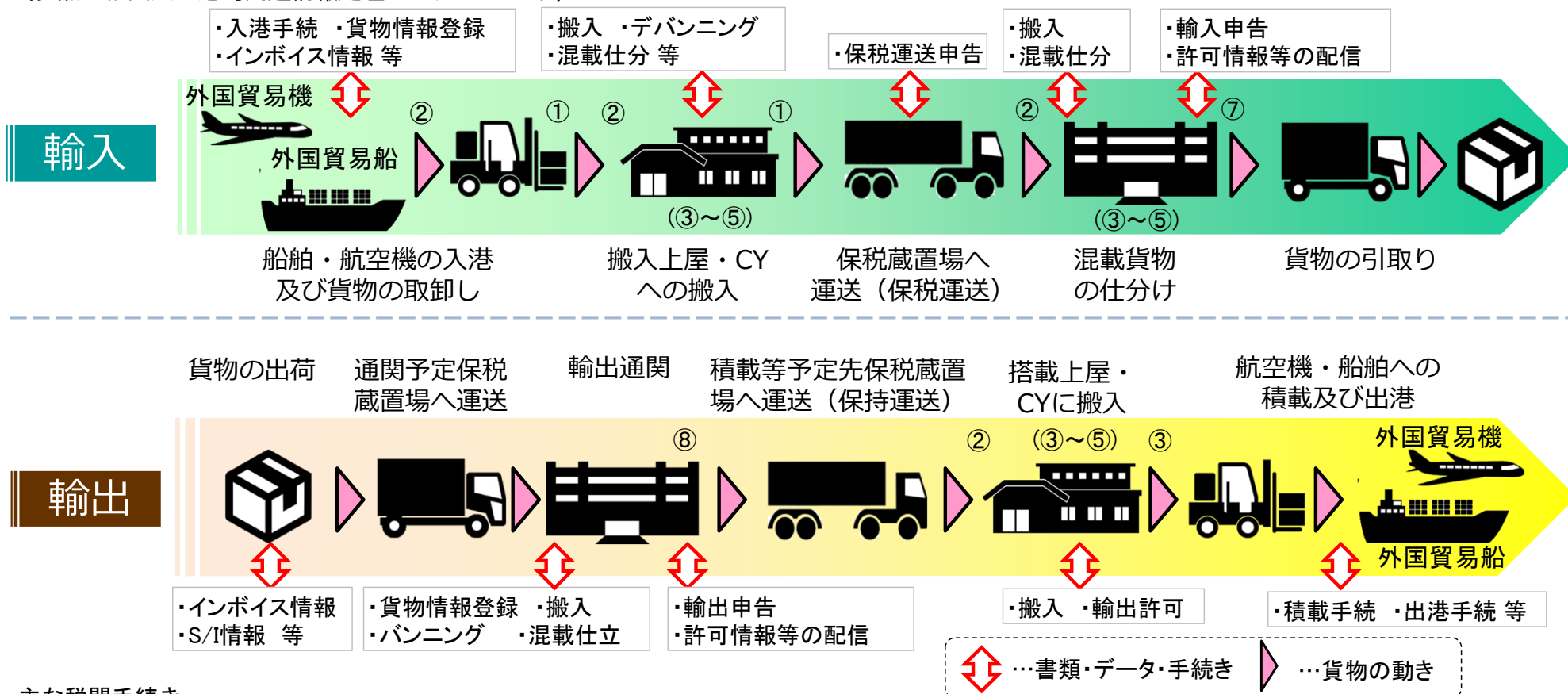
<管理統計資料>	管理資料名	配信（取出可能）日
海上貨物 （週報）	G01 輸入貨物搬出入データ SBS1400	毎週月曜日 8：00以降
	G02 輸出貨物搬出入データ SBT0200	毎週火曜日 8：00以降
	G05 貨物取扱等一覧データ SBS1700	毎週火曜日 8：00以降
航空貨物 （日報）	S13 航空輸出貨物取扱等一覧データ ABT6300	毎日08：00以降
	S14 航空輸出貨物搬出入データ ABT6400	毎日08：00以降
	T19 航空輸入貨物搬出入データ ABS6900	毎日08：00以降
	T20 航空輸入貨物取扱等一覧データ ABS7000	毎日08：00以降

保存期間は7日間
（配信日・土日を含む）
万一取出を失念した場合の
再取出可能期間は62日間
↓
確実に保存して下さい。

配信電文の取込み漏れは、保税非違に直結する恐れが高まります

記帳義務（帳簿保存） NACCS管理資料

（参照：輸出入・港湾関連情報処理センターHPより）



主な税関手続き

業務名	業務コード（Ari-NACCS：下線部）	関係法規（関税法）	うち記帳義務（同法施行令第29の2）
①搬出確認登録	【入】BOA/BOC/BOB, CYO, MHO, <u>OUT/EXR/EXR01/EXR02</u> 【出】BOC/BOB/VAN/VAE/CYO/CLR, <u>EXM/EXA/EXA01/EXU</u>	§ 34の2	7号
②搬入確認登録	【入】PKK/PKI, BIA/BIB/BID/BIE, CYA/CYD/CYE, <u>PKG/EPK/HPK/BIN/BIN01/OIN</u> 【出】BIC/BID/BIE, CYA/CYD/CYE, <u>BIL01/BI101</u>	§ 34の2	1号
③貨物取扱登録	(点)SHN, (改)SHS, (仕合)CHU (点) <u>CHN/AHN/AHN01</u> , (改) <u>CHS/CHS01, AHS/AHS01, CFS/CFS01, CCH/CCH01, AHT</u>	§ 40	2号
④貨物取扱許可申請	CHD, <u>AHD</u>	§ 40	2号
⑤見本持出許可申請等	MHA/ <u>MHO</u> （持出確認）/MHC（取消）, MMA/ <u>MMO</u> （持出確認）/MMC（取消）	§ 32	6号
⑦輸入申告、BP・IS承認	IDC	§ 43の3、§ 67	3、4、5号
⑧輸出申告	EDC	§ 67	4号

記帳義務（帳簿保存） NACCS管理資料（見本の一時持出）

保税台帳となる管理資料の留意事項 ③G05貨物取扱等一覧データ

MHA業務にて許可となった見本を保税地域等から一時持出した場合は、MH0業務にてその旨を登録

MHO 見本持出確認登録

ファイル(F) 表示(V)

ご 注 意 ！

システムから配信される民間管理資料（「貨物取扱等一覧データ」）を保税台帳としている場合、
MH0（見本持出確認登録）業務の登録漏れは、一時持出年月日に出力されないこととなり記帳義務違反（記帳漏れ）に至る恐れがあります！

処理区分*

☐ (9 : 一時持出 1 : 一時持出取消し)

見本持出許可申請番号*

一時持出日時

/ / - :

注) MHA業務による持出期間終了日の7日後に情報が削除されるため、以降はMH0が実施不可。

記帳義務（まとめ）

- ・ ポイント 1 : 関係書類と貨物の対査確認の徹底！
搬入・搬出は、倉主等の自己の責任において行うので担当者は、確実にこの作業を行う必要がある。
- ・ ポイント 2 : 記帳は確実に！
記帳は、速やかに、確実に行う。
NACCSにおける各種業務の登録を行う。
- ・ ポイント 3 : 関係書類の保存は確実に！
税関の検査で必要な書類は、紛失しないように保管する。
CSV形式で保管するときは、必ずバックアップデータ（コピー）を確保する。

蔵置管理

貨物在庫状況照会（IWS）の活用

NACCSで（IWS業務）を行うと蔵置場内に蔵置される在庫貨物の情報が表示されます。

- ・ 貨物管理番号
- ・ 品 名
- ・ 個 数 （数量）
- ・ 搬入日
- ・ 許可、承認状況

【ポイント】

- ・ 誤搬入、誤搬出、登録漏れがないか
- ・ IS承認漏れ、蔵置期間延長漏れがないか
- ・ 輸出許可後に取止め：「輸出しようとする貨物」として在庫表示
⇒ 搬出確認登録して内国貨物にする必要有

さし札及び蔵置方法

保税地域に蔵置されている外国貨物又は輸出しようとする貨物については、内国貨物と混合することのないように、原則としてその

- ・ 積載船（機）名、
- ・ 品名、・ 個数、・ 数量及び
- ・ 搬入年月日、その他必要な事項を表示し、区分して蔵置する。

（関税法基本通達34の2-6）

保稅非違の概要

令和3事務年度における全国保稅非違の状況

非違件数：53件
(処分件数なし)

- ・外国貨物の保稅地域外での無許可蔵置（※1件）
- ・無許可での見本の一時持出
- ・貨物収容能力増減等届出違反（※2件）各2件

- ・未承認減却
- ・保稅工場許可行為違反
各1件

IS未承認蔵置3件（5.7%）

IS期間延長未承認蔵置4件
（※1件）（7.5%）

記帳義務違反 38件（71.7%）（※5件）

※処分になり得た件数（9件）

直ちに社内管理体制の改善に取り掛かった場合等により減算措置が講じられた結果、処分に至らなかったもの。

(参考)
令和3事務年度
神戸税関管内の保稅非違の概要

非違件数
6件

無許可での見本の一時持出
1件

外国貨物の保稅地域外での
無許可蔵置 1件

IS未承認蔵置
3件

記帳義務違反
1件

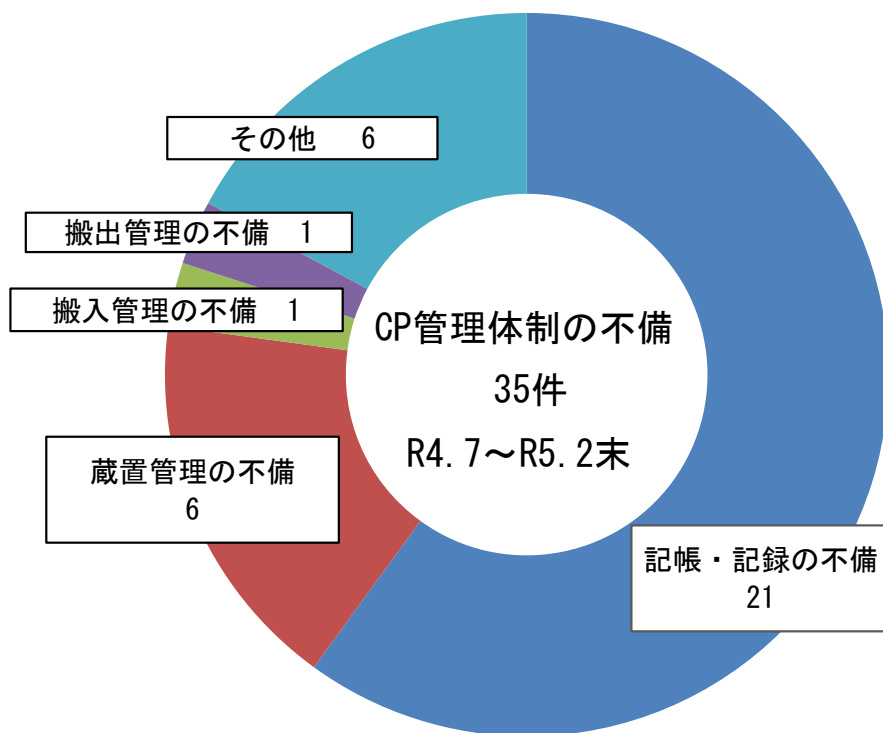
【ポイント】

税関取締（検査等）を端緒とする保稅非違の概要（5件）

- IS未承認蔵置（3件）
- 外国貨物の保稅地域外での無許可蔵置（1件）
- 無許可での見本の一時持出（1件）

保税非違の概要（保税業務検査結果）

令和4事務年度中における神戸税関管内の保税業務検査結果（指摘事項）



保税非違・指摘に至る主な要因

- ・ CP管理体制の不備
 - ① 担当者に起因するもの
 - ・ 業務処理済みであるとの思い込み
 - ・ 業務処理の形骸化
 - ・ 関係法令等の知識欠如 等
 - ② 組織に起因するもの
 - ・ 担当者任せ
 - ・ 社内におけるチェック体制の構築不備
 - ・ 社内連携の不備（担当部門間の連携不足）
 - ・ 内部監査の形骸化 等

保税非違の防止に向けて

- ・ 自主管理体制の「かなめ」である「貨物管理責任者」が、搬入・蔵置・搬出等の各段階において適切、かつ、確実に関与する
- ・ 社内研修・教育を確実に実施する
- ・ 内部監査を形式的なものとして済ませない

保税処分の考え方

- ① 搬入停止のリスク増
 - ・ 再度の非違
 - 再度の非違（3年以内）／加算点あり
 - ・ 役員等責任者が関与
 - 役員、貨物管理責任者等が非違に関与／加算点あり
 - ・ 故意による非違 ⇒ 加算点あり
- ② 搬入停止のリスク減
 - ・ 税関への申し出

非違の事実を税関に申出 ⇒

1/2減算

- ・ 再発防止への対応
 - 非違発生後での直ちに再発防止策の履行⇒減算

指摘事項	件数	内容
記録・記帳の不備	21	・ マニュアル台帳による補完 ・ 記帳内容の誤り（搬出年月日の誤入力等）
蔵置管理の不備	6（1）	・ 区分蔵置（さし札なし） ・ 外国貨物の保税地域外での無許可蔵置
搬入管理の不備	1	・ マニュアル搬入関係書類の未提出
搬出管理の不備	1（1）	・ 無許可での見本の一時持出
その他不備	6	・ 研修未実施、非違改善措置の履行不備

件数括弧：保税非違件数（内書）

- ・ 蔵置管理の不備：1件（外国貨物の保税地域外での無許可蔵置）
- ・ 搬出管理の不備：1件（無許可での見本の一時持出）

保税非違の概要

保税処分の根拠法令

● 指定保税地域 ※関税法第41条の2(外国貨物の搬入停止等)

税関長は、指定保税地域において貨物を管理する者(その者が法人である場合はその役員を含む。以下この条において「貨物管理者」という。)又はその代理人、支配人その他の従業者が指定保税地域の業務についてこの法律の規定に違反したときは、期間を指定して、当該貨物管理者の管理に係る外国貨物又は輸出しようとする貨物を当該指定保税地域に入れることを停止させることができる。(平成17年度制度改正)

● 保税蔵置場 ※関税法第48条第1項(許可の取消し等)

税関長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、期間を指定して外国貨物又は輸出しようとする貨物を保税蔵置場に入れることを停止させ、又は保税蔵置場の許可を取り消すことができる。

- 一 許可を受けた者(その者が法人である場合においては、その役員を含む。)又はその代理人、支配人その他の従業者が保税蔵置場の業務についてこの法律の規定に違反したとき。
- 二 許可を受けた者について第四十三条第二号から第十号まで(許可の要件)のいずれかに該当することとなったとき。

● 保税工場 ※関税法第61条の4(保税蔵置場についての規定の準用)

～略～ 第48条第1項中「保税蔵置場に入れることを停止させ」とあるのは「保税工場に入れ、若しくは保税工場において保税作業をすることを停止させ」と読み替えるものとする。

保税非違の概要

処分点数の算出方法

基礎点数

+

加算点数

-

減算点数

=

合計点数

別表1(非違の態様)

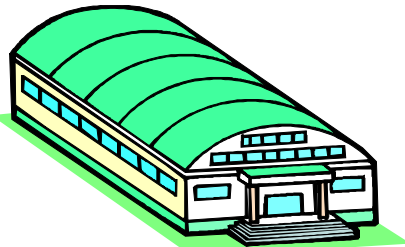
(10件まで毎)

1. 禁止行為:許可/承認 3点
2. 届出・報告・記帳 2点



例えば
未承認保税運送:3点
保税台帳未記帳:2点
無届出工事:2点

保税地域



別表2(加算要素)

- ① 関与者
・被許可者(法人の場合はその役員)
⇒30点
・代理人/支配人/その他主要従業者
⇒10点

② 記載省略

③ 非違実績(過去3年)

処分がなかった最後の非違から

1年以内	10点
1年超2年以内	7点
2年超3年以内	5点

故意に行われた場合
(事実の隠ぺい有り)

20点
(40点)

R2.1.1 加算点数の引き上げ

減算できる要素

申し出があった場合 ⇒ 2分の1

過去にも同様の非違が行われた
場合を含む。

直ちに再発防止の方策を講じた
場合 ⇒10点限度

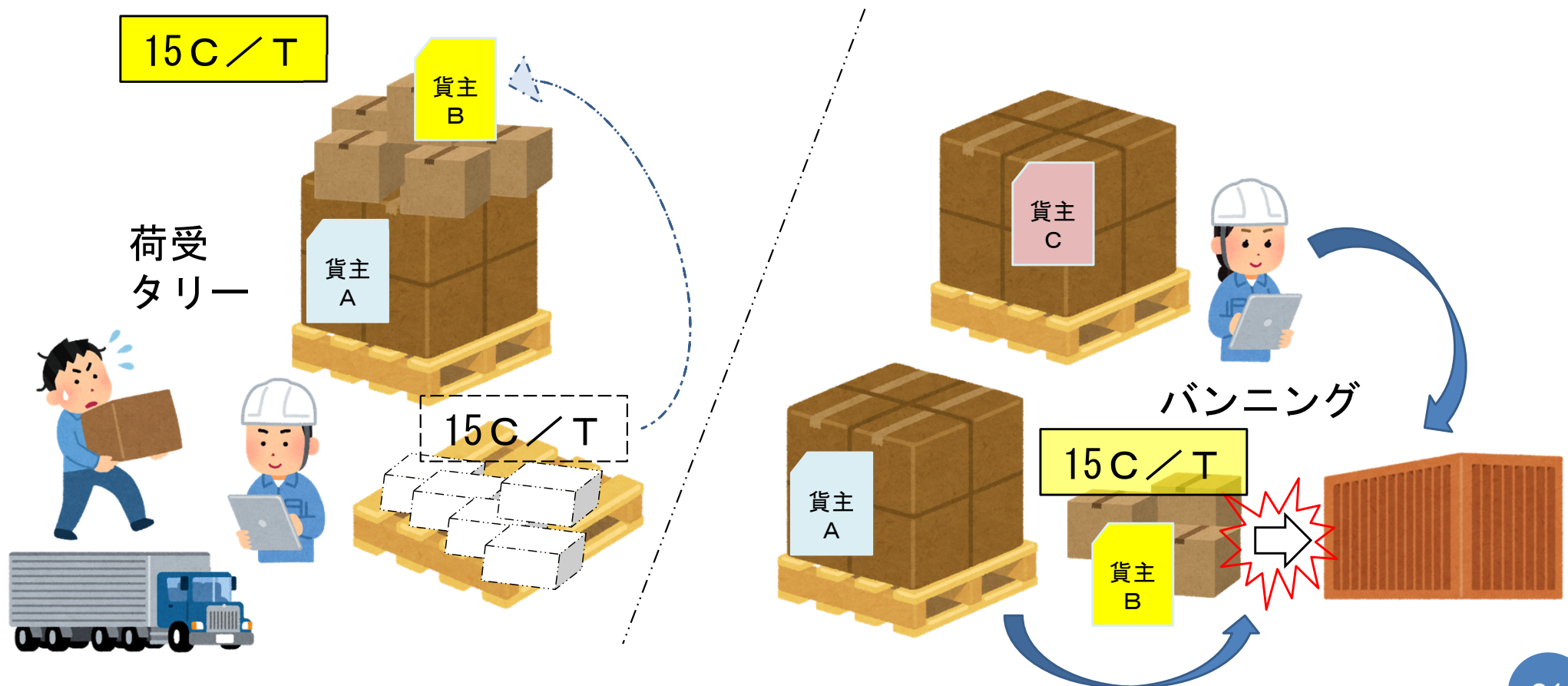
ただし、過去にも同様の非違が
行われた場合を除く。

11点以上	10点を超える1点につき1日 の「搬入停止」
60点以上	税関長が許可の取消しもやむ を得ないと判断した場合は 「許可の取り消し」
100点以上	原則として「許可の取り消し」

合計点数が10点以下の場合、
原則として処分は行わない。

【ケース1】

1. ある日の午前、C保税蔵置場において輸出許可済貨物の出庫準備をしていたところ、混載貨物としてバンニング予定としていた総個数100C／Tのうち15C／Tが庫内で見当たらず、その前日に別の輸出許可済貨物をバンニングした際に誤ってコンテナ内に混入させてしまった可能性が浮上。
2. そこで同日夕方、**税関に報告し**、CY搬入済みであった該当コンテナをC保税蔵置場に戻入れ、デバンニングしたところ、搜索していた15C／Tを発見した。



【原因】

1. 搬入作業において、本来、荷主の異なる貨物はパレットを別にして積載することが社内のルールであったにもかかわらず、搬入担当者が、トラック便の運転手が**荷主の異なる貨物を同一のパレットに積み付けた状態のまま**、業務委託先の担当者によるタリーを受け、**荷受**たこと。
2. なおタリー後も、社内ルール通り、当該パレット上の搬入貨物には異なる荷主毎に色の異なる差札が貼付されており、その搬出作業において、その旨当該パレット上には**バンニング予定の輸出許可済貨物の荷主とは異なる色の差札（15C T分）が付されたこと**に気付いたものの、**そのようなことが起こることはない**（同一パレットに荷主の異なる貨物が積載されているはずがない）**との思い込みから**、その差札を無視し（回収し）、そのまま別の輸出許可済貨物と混載してバン詰めしてしまったこと。



【再発防止策】

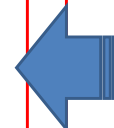
差し札の色毎にパレットでの入庫を徹底する。
入庫後、数量確認の際にパレットに異なる色の差し札が付された貨物があるときは速やかに仕分けを行う

バンニング時にパレットの積載数量とタリーシートの記載数量が合致しているかの確認を徹底する

バンニング作業の担当者にも差し札の色の違いを理解させ確認を徹底させる

【確認ポイント】

1. 搬入時の手順はどうであったのか。改善が求められる点はなかったのか？
2. これまでに搬入時の差札の扱いはどうであったのか。今回、既存の手順に比し、逸脱する取扱いにあったのか？
3. 今般業務委託先担当者によるタリー結果を含め、倉主責任の範疇であるとの意識から、差札の色の違いについて、業務委託先との間で確認を徹底するには、どうすべきか、この点、現行CPの”「△補助分担」”に関連する記述に関し、例えば、そのCP別紙の「担当業務内訳」において、その改善の具体策（詳細）に書き改める必要はないか？



内部監査チェックリストの活用

区分	監査項目	運用
貨物管理手続体制 (搬出入管理状況)	搬出入した貨物の実態と提出された書類の内容は一致しているか	“○”、「搬入時、タリー結果を記帳担当者に回付し、リマークがあれば税関に通報している」 ↑ 搬出入手続きの関係者(業務委託先を含む)へのヒアリング等を通じて、現場の手順・運用と、社内管理規定上の手続きが合致しているか、 なお不足な点はないか、 評価する 貨物管理者としての コミットメントを意識
貨物管理手続体制 (搬出入管理状況)	搬出につき必要とされる許可・承認書等を確認しないで搬出した事例はないか	“○”、「輸入通関貨物の搬出時において問題があれば上司に通報している」 ↑ 輸出貨物の取扱いも含め、通常の搬出手順や運用について、社内管理規定上の手続きに合致しているか？ 例えば、各担当者や業務委託先との作業引継ぎに必要な書類や情報の共有は十分か、帳票の確認や関係者へのヒアリング等を通じて評価する また、過去ミスにつながりそうな例はなかったか、例えば、差札の様式を把握し、区分蔵置又は誤搬出といったミスに繋がるような記載項目(品名や個数等の点などにおいて)や、その内容に不足な点はないか、同様に評価する

保税非違の概要

(倉主等からの申し出)

【ケース2】

1. A保税蔵置場では、営業担当者がCY通関済貨物及び輸入未許可の混載貨物(以下「混載貨物」という)の出庫票において、それぞれ別の様式で作成し、差し札(「未通関貨物(輸入)」等)を添付の上、区分蔵置している。
2. 混載貨物の出庫の際には、「①窓口(荷受)担当者による出庫票の確認」のほか、「②搬出管理担当者によるNACCSの貨物情報照会(ICG)業務を利用したの輸入許可情報
3. ある日の午後、運送業者が混載貨物(B)の引取りため、A保税蔵置場の窓口(荷受)カウンターに往訪した際、窓口(荷受)担当者は、CY通関済貨物用の「出庫票」が作成され、未通関貨物を含む旨の記載もなかったことから、輸入許可済貨物と認識し、その旨搬出担当者に対し、当該出庫予定を回付した。
4. 搬出担当者は、混載貨物(B)外装に「未通関貨物(輸入)」の表示が付されていたものの、許可済貨物と思い込み、輸入許可情報の確認を行うことなく、その表示を回収し、以降、CY通関済貨物の手順に従い、混載貨物(B)を運送業者に引渡した。
5. その後、混載貨物(B)に対する税関の輸入検査予定を気にする営業担当者が、その所在を確認するも、庫内に在庫していないことに気付き、直ちに税関に報告したものの。

混載貨物(外貨)

出庫票作成
(営業担当)

内国貨物と誤認

出庫予定表作成
(窓口(荷受)担当)

輸入許可情報確認
(搬出担当)

搬出作業
(搬出担当)作業
(営業担当)差札回収

CY通関済み用の様式にて作成も未通関貨物が含まれる旨の特記事項の記載を失念(営業担当者)

出庫票作成
(営業担当)

CY通関済貨物(内貨)

出庫予定表作成
(窓口(荷受)担当)

搬出作業
(搬出管理)作業
(~~営業担当~~)差札回収

【原因】・・・決められた手順の履行の不備

1. 混載貨物（B）はCY通関済貨物とともに引き取られる予定にあり、本来、CY通関済貨物用の出庫票に「未通関貨物を含む」旨の記載が求められていたが、その記載が漏れていたこと。
2. 搬出担当者がNACCSにより輸入許可情報を確認し、差札と対査の上、搬出作業を行い、かつ営業担当者は庫内にて出庫票と差札を対査し、差札を回収の上、運送業者に引き渡すこととされていたが、搬出担当者の内国貨物であるとの思い込みから、輸入許可情報との対査確認を怠り、また、営業担当者の立会を待つことなく、自ら差札を回収していたこと。



【再発防止策】

今回の誤搬出は、本社が定めた手順書を基に、A保税蔵置場にて作成している搬出入遵守事項の一部を遵守していなかったことが主要因であり、まずは手順書に定められたないようを遵守します。

その上で、手順書を見直し、不十分な内容が確認されたときは、関係部門と調整し、手順書を更新し、関係者に周知いたします。

また、手順書の見直しは定期的に行い、法令改正や顧客等の状況の変化に応じて、都度速やかに更新します。

加えて再発防止に有効と思われる方策等があれば積極的に取り入れます。

【確認ポイント】

1. 「遵守事項」の遵守をどのように徹底するのか、その具体策は？
2. 「遵守事項」を改定するのか、明らかでない（むしろ積極的に改定されるべき？）
3. 営業担当者による差札解除について、「遵守事項」に明記がない
4. 一つの搬出作業にあっても、混載貨物（外貨）とCY貨物（内貨）を仕合せて搬出するときは、それぞれに別様式として作業書を作成すべきでは？
5. 現物と書類との対査確認において、従前のICG照会に加え、輸入貨物許可通知情報の1枚も加えては？
6. 今般事案に係る社内（所内）での情報共有状況が明らかではない
7. 「今後再発防止に有効と思われる方策等があれば積極的に取り入れる・・・」の件について、言わずもがな・・・であり、今後ミスにつながりそうな業務（潜在リスク）を予見して、具体的にどんな予防策を講ずべきか、見える形として示すことが肝要では？

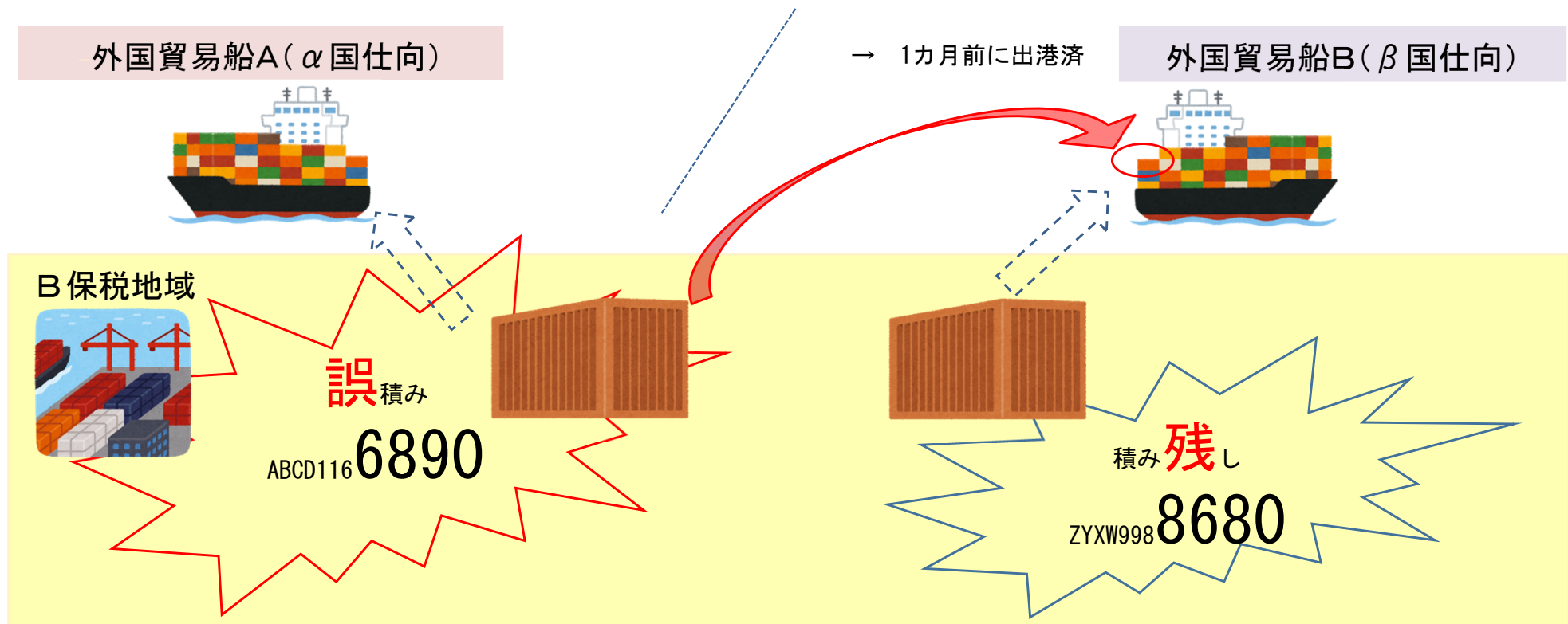


内部監査チェックリストの活用

区分	監査項目	運用
搬出入全般	実情にあった手順書を整備しているか	“良”、「整備している」 ↑ 非違や誤搬出に至りそうな（ヒヤリとした）事案はなかったか、担当者への聞き取り等を通じて把握し、手順書のうち、なお見直しが求められる項目がないか、その予見も含め、具体的に評価する。
搬入	搬入処理（関係書類との対査等）を適切に実施してるか	“良”、「関係書類と対査し問題がなければ搬入している」 ↑ 何をもって問題なしと判断されるか、担当者に手順を確認し、社内管理規定等に合致しているか、なお不備に感じられる点がないか、具体的に検証する
搬出	搬出前に輸出入許可書等を確認している 対査等の搬出作業を正確に実施している	“良”、「関係書類を確認している。差札により適正に管理している」 ↑ 搬出のエビデンスとされる関係書類の種類や項目やその手順（其々の担当者間における書類の回付や確認の仕方）を担当者からのヒアリング等により、<u>具（つぶさ）</u>に確認し、従前の手順に漏れはないか、例えば貨物を取り違えるといったミスを惹起させるようなフローや帳票の作成状況になかったのか、ミス発生の可能性もスコープに、具体的に評価する

【ケース3】

1. **降雨中の午後10時**頃、B 保税地域において α 国向け外国貿易船 A にコンテナ貨物の船積み作業を行っていたところ、積載予定であったコンテナ (ABCD116**6890** (20' DRY)) が蔵置レーンに見当たらず、別に β 国向け外国貿易船 B に船積みされたはずのコンテナ (ZYXW998**8680** (20' DRY)) が発見されたことを受け、誤積みの可能性が高いとして、翌日午前中に**税関へ報告があった**。
2. なお、本来外国貿易船 A に船積みされるはずのコンテナ (ABCD1166890) は本来の仕向地とは異なる β 国の寄港地に接岸中の本船上で発見された。



【原因】

1. 今回の誤搬出（誤積み）の原因は、船積み作業において、コンテナ番号を確認すべき現場作業員3者（トランステナー運転手、シャーシ運転手、本船デッキマン）が**コンテナ番号の下4桁を見誤ったこと**。
2. 作業当時、夜間荷役の中で激しい降雨があり視界不良であったことが大きな要因であるものの、コンテナ番号を確認すべき3者それぞれがコンテナ番号11桁を正確に目視することなく、酷似する異なる番号のコンテナをピックしてしまったこと。



【再発防止策】

CY内におけるコンテナ番号の11桁について確認を再徹底する

社内及び業務委託先に対し、保税業務の重要性や誤積みや積み残しがあったときの影響について社内教育を実施する。

内部監査時において改善実施状況を確認する

事故対策会議を開催し、事故原因の究明及び再発防止を十分に検討し、厳重に注意喚起を行う

【確認ポイント】

1. 2つのコンテナ番号に合致するのは、最末尾の「0」だけであり、単に数字の形が、**視覚的に丸く似ていただけ**、ということではないか？
2. これまでの目視、特に夜間帯の灯下では、また見誤る恐れが懸念され、そのエラーを防ぐための何か工夫が必要ではないか（＝これまでどおり、担当者がコンテナ外観を一瞥するだけで改善されるのか。例えば、丸みのある番号、特に、下4桁に“0” “6” “8” “9” が混在するコンテナ番号は、呼称、又は野帳等書き留める！といった一工夫（一呼吸）の所作（手順）を加えることとしてはどうか？
3. これまでどのような確認実態にあったのか、既存の手順を見直し、具体的に何を再徹底するのか、例えば、手順書の作成がない場合は、この機、見える形として新たに作成し、確認し合う必要があるのではないか？
4. また、例えばテナー、シャーシ、デッキマンの三者が同一タイミングでチェックを行うことについて、どう思うか？
5. 「搬出につき必要とされる許可・承認等を確認しないで搬出した事例はないか」とされる既存の内部監査項目を細分化し、新たに追加、訂正が求められる点はないか？

内部監査チェックリストの活用

区分	監査項目	運用
搬入出管理状況	搬出入管理責任者は搬入出貨物と関係書類との対査を確実に実施し、関係書類とともに確実に保存しているか？	“○”、「搬入出貨物はコンテナ番号を基準に、NACCSを利用し搬入から通関まで業務処理を行い、輸出コンテナ現物は、ブッキングのリスト、マスタープラン書、社内システム情報と対査している。また自社システムとNACCSのデータ突合により船積可能なコンテナを抽出し、搬出(船積)している。」 ↑ ロケーションマップ上のコンテナ番号(SCACコードを含め)と、例えばS/I等の船積関係帳票との対査確認を複眼的に実施するなどの相互牽制効果が期待できるような体制や手順となっているか、関係者へのヒアリングや関係帳票の精査から評価する
搬入出管理状況	誤搬出、積み残し等を防止するための防止策を構築しているか？	“○”、「代理店、プランナー、コントロールとメール・電話・無線を介し確実に連絡している。関係帳票と社内システムとの対査確認により誤搬出・誤積み・積み残しを防止している。」 ↑ 現場でのコンテナピック作業の手順として、複数チェックが効くようなフローになっているか。例えば、連絡項目に漏れがないか、その連絡手段・手法や、人員は十分であったか、関係者へのヒアリング等を通じて評価する
搬入出管理状況	誤搬出・積み残し等について、税関・社内における報告連絡相談体制は十分か？	“○”、「誤搬出等の事実はないが、税関・船社・社内に報告連絡相談し、最善策を講じている。」 ↑ これまで誤搬出等の不適切な結果に至りそうな(ヒアリとした)例の有無如何、そのときの情報共有の在り方として十分であったのか、関係者へのヒアリング等を通じて評価する

参考：自主管理制度（経緯&規定）

年	関連法規	保税地域の変遷	搬出入	時間外 出入・取扱	貨物取扱
1866(慶応2) ～	「借庫規則」制定 兵庫港開港 兵庫運上所開設 「上屋規則」制定 「保税倉庫法」制定 「税関仮置場法」制定 「関税法」(旧)制定 「保税工場法」制定		許可制	許可制	不可
1952(昭和27)	指定保税地域導入	指定	届出/許可制	届出/許可制	許可制
1954(昭和29)	「関税法」全面改正	倉庫 上屋 指定 工場	届出制	許可制	許可制
1966(昭和41)					
1967(昭和42)	保税展示場導入	展示場			届出制
1969(昭和44)					
1972(昭和47)			自主管理 (一部)*		自主管理 (一部)*
1992(平成4)	総合保税地域導入	蔵置場			
1994(平成6)	保税蔵置場導入				
1997(平成9)	完全自主管理制度に移行	(記帳義務化)外国貨物&輸出しようとする貨物	届出制廃止(法31条)	届出制	自主管理 (記帳)
1998(平成10)			自主管理 (記帳)		
2001(平成13)					
2006(平成18)					
2007(平成19)	特定保税承認制度導入				
2011(平成23)	輸出通関保税搬入原則見直し				
現在					

<トピックス>
平成12年 社内管理規定の整備を通達化

関税法基本通達43-1(1) (保税蔵置場の許可の基準)	◆ 保税蔵置場の業務上、必要な法令等知識及び記帳能力 ◆ 外国貨物等の保管業務上、十分な業務処理能力 ◆ 外国貨物の適正な保全を図るための体制、業務手順、手続等を確保できる能力
関税法基本通達42-11(6) (許可の際に付する条件)	◆ 定期的な内部監査の実施 ◆ 当該結果の税関への報告
関税法基本通達34の2-9(7) (社内管理規定の整備)	◆ 内部監査人による定期的評価・監査制度を制定 (CPの遵守状況の確認) ◆ 社内管理規定の実行性の評価改善のための勧告 (毎年実施、税関への結果提出)

(平成21年5月追加)